

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会(第10回)

議事要旨

(福岡地域委員会庶務)

1 日時

平成18年4月19日(水)15:00~16:00

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

(委員) 絹川信博, 坂本雅子, 津田聰夫, 西村重雄, 簗田孝行(委員長)

(庶務) 渡邊総務課長, 三井総務課課長補佐

(説明者) 白石事務局長

4 議題

平成18年10月の弁護士任官候補者に関する情報について

5 審議資料(添付省略)

34 平成18年10月の弁護士任官候補者に関する情報

6 協議

平成18年10月の弁護士任官候補者に関する情報について

庶務から, 福岡地域委員会の依頼に基づき提出された審議資料34の情報(情報1から情報4)について, 情報の概略等の報告を行った上で, 以下のとおり協議が行われた。

審議資料34の情報(情報1から情報4)については, いずれの情報に関しても, 各委員からの特段の意見はなく, これらの情報全てを, 指名諮問委員会に送付することとされた。

庶務から, 弁護士任官候補者が民事調停官経験者である場合, 当該候補者が所属する(していた)簡易裁判所に対して情報収集依頼を行うことの可否

について、指名諮問委員会の意見を聞いていたところ、同委員会の庶務から、弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方に関する同委員会の方針の見直しを伴うものと考えられるので、本年6月ごろに開催予定の同委員会に諮り、協議することとなったとの報告がなされた。そこで、この点については、同委員会での結論を待って、検討することとされた。

委員の中から次のような趣旨の意見があった。

「再任若しくは任官候補者に関する情報の提供者は、法曹関係者であることが多い。法律家が名前を明らかにして情報を提供する以上、責任を持って情報を提供されているであろうし、そして、再任若しくは任官候補者本人に該当情報が知らされる可能性があるものと考えて情報提供しておられると私は思っている。したがって、情報提供依頼の段階で、今後、当該候補者へ開示する可能性があるとすれば、情報提供依頼文書に予め書いておく方が良いのではないか。これは、現状の手続では、非常に難しい問題であり、どうすれば収まりがよいのか分かりかねるが、今後、発生してくるかもしれないこととして、どこかのレベルで考えておいてもらう必要があるのではないか。」

この意見に対しては、「手続保障の問題は、地域委員会で結論づけられる問題ではない。」、「情報提供の在り方の問題については、透明性も保たれていると思われ、システムとしては少しずつ前進してきている。」、「弁解聴取の機会については、最高裁が決定する最終段階において、本人の求めに応じて理由を明らかにすることとされている。そのときに指名諮問委員会から提供された意見も合わせて開示するということになっている。」との意見が出された。

## 7 次回及び次々回期日

次回の福岡地域委員会は9月25日(月)午後1時30分に、次々回の福岡地域委員会は11月13日(月)午後1時30分に、それぞれ開催されることとなった。